

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第123号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱
 (介護保険課) ... 2
- 告示第125号 市道路線の区域の変更..... (建設総務課) ... 4
- 告示第126号 市道路線の供用の開始..... (建設総務課) ... 5

公 告

- 公告第58号 農用地利用集積計画の縦覧..... (農林茶業課) ... 5

教 育 委 員 会

- 告示第18号 教育委員会の招集..... 5

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第24号 選挙人名簿の登録を行う日..... 5
- 告示第25号 選挙管理委員会の招集..... 5

農 業 委 員 会

- 公告第11号 農業委員会定例総会の招集..... 5

公 営 企 業

- 告示第12号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始..... 6
- 公告第26号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更
 6

告 示

宇治市告示第123号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年11月20日

宇治市長 山本 正

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱

第1条 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱(平成29年宇治市告示第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1号アからウまでの注書第1項各号列記以外の部分中「**いう。以下同じ。**」を「**いい、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者が行う身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。)**を除く。次の各号を除き、以下同じ。」を「**、次の**」を「**、当該**」に改め、同号アからウまでの注書第2項中「(平成11年厚生省令第36号)」及び「**第1号及び第2号**」を削り、「**除く。**」を「**除く。以下「介護職員初任者研修課程修了者」という。**」に改め、同号アからウまでの注書第3項中「(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けたもの(同法第77条において適用する場合を含む。)

(以下「**養護老人ホーム等**」)と総称する。)に限る。以下この項において同じ。」を削り、同号アからウまでの注書中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同号アからウまでの注書第5項中「**、辺地**」を「**、中山間地域等の地域第2号に規定する地域**」に、「**、訪問介護相当サービス**」を「**、指定訪問介護相当サービス**」に改め、同項を同号アからウまでの注書第6項とし、同号アからウまでの注書第4項中「**辺地(辺地に係る公共の施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地をいう。以下同じ。)**」を「**厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地域等の地域」という。)**第1号に規定する地域」に、「**、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)第68号に規定する基準に適合する**」を「**、1月当たり実利用者数が5人以下の**」に、「**当該辺地**」を「**当該地域**」に改め、同項を同号アからウまでの注書第5項とし、同号アからウまでの注書第3項の次に次の1項を加える。

4 厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)各号に規定する地域に所在する指定訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表第1号オを次のように改める。

オ 生活機能向上連携加算

(7) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

(注) サービス提供責任者(指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第6条第1項に規定する養成研修修了者にあつては、介護職員初任者研修課程修了者に限る。以下同じ。)が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(同省令第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下このオにおいて「**理学療法士等**」)という。)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス個別計画(指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第41条第2号に規定する訪問介護相当サービス個別計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該訪問介護相当サービス個別計画に基づく指定訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

(8) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

(注) 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス個別計画を作成した場合であつて、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護相当サービス個別計画に基づく指定訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(ア)に掲げる所定単位数を算定している場合は、算定しない。

別表第1号カの注書各号列記以外の部分中「**厚生労働大臣が定める基準**」を「**指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号)第34条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準**」に、「**第100号**」を「**。以下「改正前の基準」という。**」第100号に、「**同基準**」を「**改正前の基準**」に改め、同表第2号ア(ア)及び(イ)の注書第2項中「**辺地**」を「**中山間地域等の地域第2号に規定する地域**」に改め、同号ア(ア)及び(イ)の注書第3項中「**厚生労働大臣が定める基準第18号に規定する基準に適合している**」を「**受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によつて要支援者(法第7条第4項**

に規定する要支援者をいう。)となつた者をいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めている」に改め、「(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によつて要支援者(法第7条第4項に規定する要支援者をいう。)となつた者をいう。)」を削り、同号イの注書第1号中「その他」を「(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)その他」に改め、同表第2号ウの注書第1号中「又はあん摩マッサージ指圧師」を「、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同表第2号ウの注書第4号中「進捗状況」を「進捗状況」に改め、同表第2号エの注書第1号中「管理栄養士」を「指定通所介護相当サービス事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士」に改め、同表第2号カの注書各号列記以外の部分及び同号キの注書中「厚生労働大臣が定める基準」を「改正前の基準」に改め、同号クの注書各号列記以外の部分中「厚生労働大臣が定める基準」を「改正前の基準」に、「同基準」を「改正前の基準」に改め、同号ケの注書各号列記以外の部分中「厚生労働大臣が定める基準」を「改正前の基準」に、「同基準」を「改正前の基準」に改め、同号ケの注書第1号から第3号までの規定中「ク」を「コ」に改め、同表第2号ケを同号サとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 生活機能向上連携加算 200単位

(注) 次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ウを算定している場合は、1月につき100単位を加算する。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下このケにおいて「理学療法士等」という。)が、指定通所介護相当サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下このケにおいて「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント(指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第59条第1号に規定するアセスメントをいう。)又は支援(同号に規定する支援をいう。)、利用者の身体状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。
- (2) 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

コ 栄養スクリーニング加算 5単位

(注) ア注書第1項ただし書に規定する利用定員を超えている場合に該当しないものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、6月に1回を限度として1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

別表第3号アの注書第1項中「指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第4条第1項」を「宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成29年宇治市告示第45号。以下「指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱」という。)第4条第1項」に改め、同号アの注書第2項中「(養護老人ホーム等に限る。以下この項において同じ。)」を削り、同号アの注書第3項中「辺地に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準第68号に規定する基準に適合する」を「辺地(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地をいう。以下同じ。)に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の」に改め、同号ウの注書各号列記以外の部分中「厚生労働大臣が定める基準」を「改正前の基準」に、「同基準」を「改正前の基準」に改め、同表第4号ウの注書中「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)第15号に規定する基準に適合している」を「入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う」に、「基準による」を「人員及び設備を有して」に改め、同号エの注書第1号中「又はあん摩マッサージ指圧師」を「、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同号オの注書各号列記以外の部分中「厚生労働大臣が定める基準」を「改正前の基準」に、「同基準」を「改正前の基準」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 生活機能向上連携加算 35単位

(注) 次の各号に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定短時間型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、1回につき所定単位数を加算する。ただし、エを算定している場合は、1回につき17単位を加算する。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定

介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下このオにおいて「理学療法士等」という。)が、短時間型通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下このオにおいて「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント(指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第58条第1号に規定するアセスメントをいう。)又は支援(同号に規定する支援をいう。)、利用者の身体の状態等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。

(2) 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

第2条 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を次のように改正する。

別表第1号アからウまでの注書中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同号オ(ア)の注書中「第6条第1項に規定する養成研修修了者にあつては、介護職員初任者研修課程修了者に限る」を「第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の規定は、平成30年10月1日以後に行う第1号事業について適用し、同日前に行つた第1号事業については、なお従前の例による。

3 第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に行つた第1号事業に係る第2条の規定による改正前の別表第1号アからウまでの注書第2項の規定による算定については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第125号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年11月30日から14日間

平成30年11月30日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
三十五落合線	槇島町三十五番地の3 槇島町三十五番地の4	前	14.3 ~28.4	9.4	起点地番「槇島町三十五番地の3」を「槇島町三十五番地の4」に改正。
	槇島町三十五番地の4 槇島町三十五番地の4	後	14.3 ~30.5	10.3	
下居大久保線	広野町小根尾138番地の29 (右)	前	16.0 ~20.0	36.0	
	広野町小根尾138番地の27 (右)				
下居大久保線	広野町小根尾138番地の29 (右)	後	16.0 ~23.2	36.0	
	広野町小根尾138番地の27 (右)				
木幡245号線	木幡南端26番地の1 木幡南端26番地の2	前	2.1 ~3.0	5.3	終点地番「木幡南端26番地の2」を「木幡南端26番地の1」に改正。
	木幡南端26番地の1 木幡南端26番地の1	後	1.8	5.0	
木幡298号線	木幡南山95番地の31 木幡南山95番地の31	前	3.9 ~4.0	14.9	
	木幡南山95番地の31 木幡南山95番地の31	後	4.0	14.9	
槇島町6号線	槇島町落合117番地の2先 槇島町落合97番地の67	前	6.1 ~6.2	23.5	
	槇島町落合117番地の2先 槇島町落合97番地の67	後	7.3	23.5	

教育委員会

宇治市教育委員会告示第18号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成30年11月19日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 平成30年11月20日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 報告
 - 4 専決事項の報告について
 - 5 平成30年度宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を作成するについて
 - 6 平成30年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第24号

選挙人名簿の登録を行う日について

平成30年12月1日が地方公共団体の休日に当たるため、同月の定時登録を行う日を同月3日とします。

平成30年11月8日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第25号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

平成30年11月8日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日時 平成30年11月8日（木） 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日時 平成30年12月3日（月） 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日時 平成31年1月10日（木） 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第18回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

広野町 47号線	広野町丸山36番地の69 広野町丸山42番地の2	前	3.9 ～4.0	58.2	終点地番 「広野町丸山42番地の2」を「広野町丸山42番地の1」に改正。
	広野町丸山36番地の69 広野町丸山42番地の1	後	6.1	58.2	

宇治市告示第126号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年11月30日から14日間

平成30年11月30日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
三十五落合線	横島町三十五56番地の4 横島町三十五56番地の4	平成30年11月30日
下居大久保線	広野町小根尾138番地の29（右） 広野町小根尾138番地の27（右）	平成30年11月30日
木幡245号線	木幡南端26番地の1 木幡南端26番地の1	平成30年11月30日
木幡298号線	木幡南山95番地の31 木幡南山95番地の31	平成30年11月30日
横島町6号線	横島町落合117番地の2先 横島町落合97番地の67	平成30年11月30日
広野町47号線	広野町丸山36番地の69 広野町丸山42番地の1	平成30年11月30日

公 告

宇治市公告第58号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成30年11月19日

宇治市長 山本 正

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画
平成30年度第19号
平成30年度第20号
- 2 関係書類の縦覧期間
平成30年11月19日以後、常時備え置くこととします。
- 3 関係書類の縦覧場所
宇治市市民環境部農林茶業課

(揭示済)

平成30年11月30日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

- 開会日時 平成30年12月5日 15時00分
 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
 - 4 専決事項の報告
 - 5 その他

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第12号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

平成30年11月30日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平成30年11月30日	宇治池森の一部・蛇塚の一部・式番の一部、神明石塚の一部、小倉町西山の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第26号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

宇治市指定給水装置工事事業者から、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定事項変更の届出がありましたので公告します。

平成30年11月30日

宇治市長 山本 正

指定番号	変更前	変更後
第420号	勝田水道	勝田水道株式会社